

障害福祉に係る次期計画の策定について

1 趣旨

2026 年度は、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画である「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」の、計画期間の最終年度に当たることから、新たに次期計画を策定する。

2 計画の章立て等

計画の章立ては、下記とする。

章立て	
第 1 章	計画策定の趣旨
第 2 章	計画の基本的な考え方
第 3 章	現状
第 4 章	展望
第 5 章	各分野における障害者施策の基本的な方向
第 6 章	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等
第 7 章	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と確保策等
第 8 章	目標一覧
第 9 章	計画の推進

3 計画期間

2027 年度から 2032 年度までの 6 年間。ただし、一体的に策定する障害者計画以外の計画等については、2027 年度から 2029 年度までの 3 年間とする。

4 計画策定のスケジュール(予定)

2026 年	7 月	第 1 回障害者施策審議会(計画骨子素案検討) 第 1 回自立支援協議会(計画骨子素案検討)
	12 月	第 2 回障害者施策審議会(計画素案検討)
2027 年	1 月	パブリック・コメント(計画素案)
	3 月	第 3 回障害者施策審議会(計画案検討) 第 2 回自立支援協議会(計画案検討)
	3 月	計画策定・公表

5 第 5 章の施策分野 4「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止並びに行政等における配慮の充実」について

国が策定する、障害のある人のための施策に関する基本的な計画（障害者基本計画）に記載されている「基本的考え方」を基本とした、各分野における本県の基本的考え方を記載するとともに、その基本的考え方を踏まえ施策の方向性を記載する。

(1) 基本的考え方

ア 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、国、市町村、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、愛知県障害者差別解消推進条例の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や県民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、愛知県障害者差別解消推進条例等の実効性ある施行を図る。

また、障害者虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止を図るため、障害のある人の権利擁護のための取組を着実に推進する。

イ 行政等における配慮の充実

障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行う。

また、行政機関の窓口等における障害のある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ＩＣＴ等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行う。

(2) 施策の方向性(例) ※検討中

- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止
- 成年後見制度など権利擁護を目的とした支援の利用促進
- 権利擁護に係る研修の開催の推進